外国人の日本語力向上に取り組む 事業所等を支援します!!



佐賀県外国人日本語力向上支援事業費補助金

補助 上限 補助率 1/2

20万円

日本語カUP!で 事業所・地域で活躍!!

※交付額が予算額に達し次第受付を終了します。

対象者

県内で外国人を雇用している事業所等 (監理団体、登録支援機関含む)

対象 事業 雇用する外国人向けに実施する日本語研修等

対象 経費 日本語研修に係る経費(講師謝金・旅費、会場費、委託料、テキスト代等)

詳細は

佐賀県外国人日本語力向上支援事業費補助金



お問い合わせ

〒840-8570 佐賀市城内一丁目 I 番59号 佐賀県 多文化共生さが推進課 多文化共生担当 ☎0952-25-7328 ☑tabunkasagasuishin@pref.saga.lg.jp

© 2024 Saga Prefecture.

佐賀県外国人日本語力向上支援事業費補助金交付までの流れ

STEPO. 日本語研修の実施にむけた検討

受講者の日本語レベル、目指したい日本語レベル、研修期間、費用等について、研修機関等と相談して研修内容を検討してください。

※研修内容についてお困りの場合は、佐賀県多文化共生さが推進課 (0952-25-7328)までご相談ください。



STEP1. 交付申請(令和7年1月31日(金)締切)

「交付申請書(様式第1号)」を提出してください。 交付決定の場合、県から交付決定通知書を送付します。

(交付決定日から事業実施年度の3月31日までに支払が完了した経費が対象。)



STEP2.事業実施

事業計画に沿って補助事業を実施。可能な範囲で、実施状況がわかるように記録を行ってください。



STEP3.実績報告

「補助事業実績報告書(様式第3号)」を提出してください。

※事業完了日から起算して30日を経過した日又は事業実施年度の3月31日のいずれか早い日までに。

実績報告の内容を審査の上、補助金の額を県が確定し、額の確定通知書をお送りします。



STEP4.補助金の請求

「補助金交付請求書(様式第4又は5号)」により県へ請求してください。 ※概算払(実績報告前)又は精算払が可能です。

お問い合わせ 〒840-8570 佐賀市城内一丁目 I 番59号 佐賀県地域交流部多文化共生さが推進課 多文化共生担当 ☎0952-25-7328 ☑tabunkasagasuishin@pref.saga.lg.jp